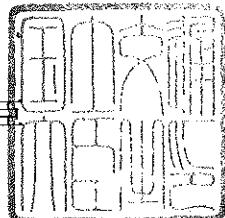


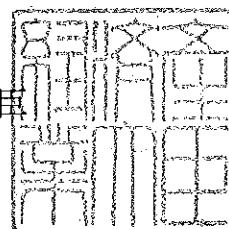
国総入企第62号
平成19・03・27中第4号
平成19年3月30日

社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通大臣



経済産業大臣



下請取引の適正化について

最近の我が国の経済は、消費に弱さが見られるものの、全体として見れば回復基調にあります。しかしながら、中小企業の景況については、業種や地域によって、回復の度合いにはらつきが見られ、全国の中小企業の多くは、いまだ景気回復を実感できない状況です。

このような状況の中で、建設業においては、建設投資の大幅な減少、過剰供給構造等を背景に価格競争が激化し下請業者においては、経営環境の変化に厳しい対応を迫られているところです。

政府としては、従来から、建設業の元請業者と下請業者における契約締結及び代金支払の適正化等については、建設業法（昭和24年法律第100号）等の運用に努めてきたところであります。

こうした中にあって、先般2月に「成長力底上げ戦略」が取りまとめられ、中小企業底上げ戦略の一環として、下請取引の一層の適正化を推進することとされました。

つきましては、貴会におかれましても、このような状況を十分に御認識いただき、下請業者への不当なしづわ寄せが生ずることのないよう、「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日策定）及び「下請契約における代金支払の適正化等について」（平成18年12月4日付け国土交通省総合政策局長通達）等を踏まえ

- ・明確な見積依頼書の提示及び適正な見積期間の設定遵守
 - ・建設工事開始前の書面による契約の締結遵守
 - ・不当に低い請負代金の禁止
 - ・請負代金の支払の適正化
 - ・割引困難な手形（長期手形）交付の禁止
- 等について、改めて傘下の建設業者に対し周知徹底方よろしくお願いします。

成長力底上げ戦略（基本構想）一概要一

I. 基本的な姿勢

1. 「働く人全体」の底上げを目指す

- ・「成長力底上げ戦略」は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止。

2. 「機会の最大化」により「成長力の底上げ」を図る

- ・単に「結果平等」を目指すような格差是正策とは異なり、意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会（チャンス）」を最大限拡大。人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、他の成長戦略と相俟って、経済の活力を維持・向上させ、経済成長を高めていくことを目指す。

3. 3本の矢 一「人材投資」を中心に

【人材能力戦略】

- ・「職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人」への支援

【就労支援戦略】

- ・「公的扶助（福祉）を受けている人などで、経済的自立（就労）を目指していくながら、その機会に恵まれない人」への支援

【中小企業底上げ戦略】

- ・「生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等」への支援

II. 戦略の基本構想

1. 人材能力戦略 一“能力発揮社会”の実現一

- ◎ 誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、自らの能力を発揮できる社会を実現。

(1) 「職業能力形成システム」（通称「ジョブ・カード制度」）の構築

- ① 「職業能力形成プログラム」による実践的な職業訓練機会の提供
- ② 「ジョブ・カード（訓練参加状況や実績評価認定内容を記載）」を交付
- ③ プログラム参加者や参加企業等に対する経済的支援
- ④ 訓練参加の相談・準備から就労までの「キャリア・コンサルティング」の実施

(2) 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築

- ① 大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の提供
- ② プログラム履修者に対し、履修証明書を交付するとともに、「ジョブ・カード」にも、その内容を記載。

(3) 官民共同推進組織の設置

- 「職業能力形成システム」及び「実践型教育システム」の平成20年度の本格実施に向け、官民からなる推進組織を設置するとともに、先行プロジェクトを実施。

2. 就労支援戦略 一『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施一

- ◎ 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、新たに策定する5か年計画に基づき、公的扶助（福祉）を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。

(1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

- ① 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら計画を推進。
- ② 就労支援方策として、福祉（就労支援）及び雇用（受入促進）の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開。

(2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。

3. 中小企業底上げ戦略 一生産性向上と最低賃金引上げに向けた政策の一体運用一

- ◎ 中小企業等における生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるため、産業政策と雇用政策の一体的運用を行う。

(1) 「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成

- 「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」において、生産性向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げに関する政労使の合意形成。

(2) 「生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

- ① 下請取引の適正化 — 生産性向上の成果を下請業者に適正に配分
- ② IT化・機械化・経営改善
- ③ 中小サービス業等に対するノウハウの移転や生産性向上投資への資金提供
- ④ 中小企業の人材能力の向上

(3) 最低賃金制度の充実

- ① 最低賃金の周知徹底
- ② 最低賃金法の改正（最低賃金額決定における生活保護との整合性の考慮や違反時の罰則強化等—改正法案を国会提出予定）
- ③ 最低賃金引上げに向けた産業政策と雇用政策の一体的運用。

4. 戰略の推進体制 一官民一体となった推進体制を国・地方で構築一

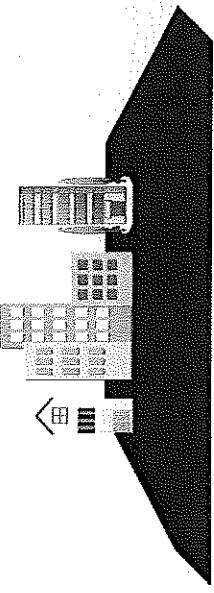
(1) 戰略推進体制の整備

- ① 官民からなる「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」を国と地方に設置。
- ② 「成長力底上げ戦略」を推進するための政府部内の体制づくりを行う。

(2) 戰略の進め方

- ① 原則として3年間に集中的な取組を行うものとする。19年度中は、本格実施の準備及び各施策を有効に組み合わせた先行的取組みを展開。20年度から本格実施。22年度以降は実施状況を検証しながら施策展開。
- ② 官邸主導による雇用政策、社会保障政策、産業政策、文教政策の一体運用。

中小企業の底上げ



成長戦略の一環として、中小企業の生産性向上を通じて賃金の底上げを推進



★小規模零細企業等、中小企業の底辺にも目配せした新たな中小企業政策をきめ細かく展開。

①下請取引の適正化

(成長の成果を、大企業から中小企業に)

生産性向上の成果を中小事業者にも波及させ、全体の底上げを図るために、下請取引の一層の適正化が重要。

②IT化・機械化・経営改善

他方、個々の中小企業のIT化・機械化を通じた経営改善の取組も重要。

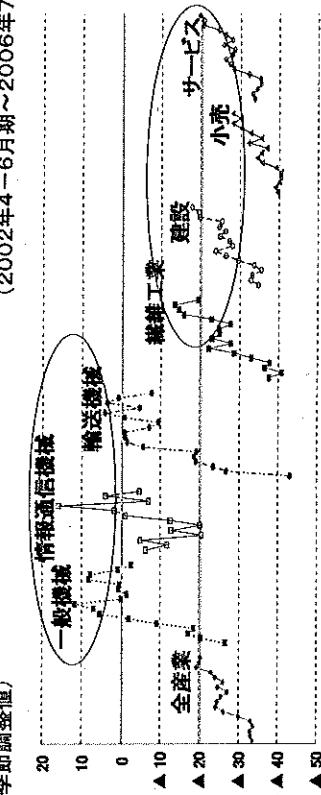
③中小サービス業等への取組

特に、生産性が低い中小サービス業・流通業・建設業等における生産性向上については、更に対策を強化。

④中小企業の人材能力の向上

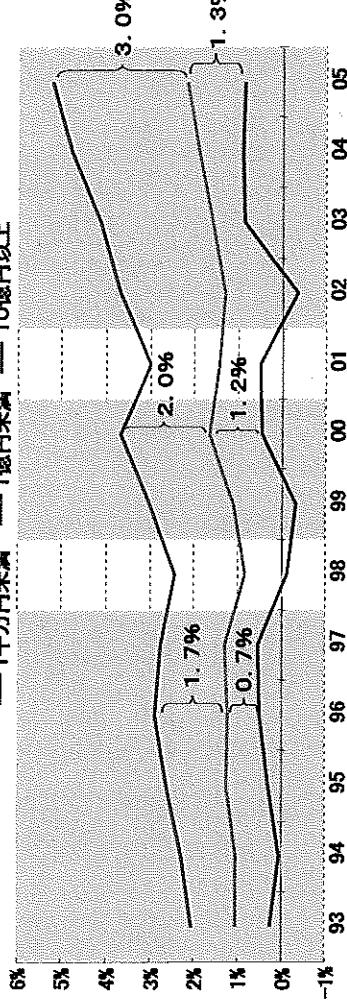
中小企業の業種別業況判断DIの推移

(前期比季節調整値)
(2002年4~6月期~2006年7~9月期)



資本金規模別売上高経常利益率

—1千万円未満 —1億円未満 —10億円以上



生産性向上のための具体的な取組の概要

1. 下請取引の適正化

- a. 業種ごとに下請取引の適正化のためのガイドラインを策定・遵守を指導
- b. 独禁法及び下請法による取締強化
- c. 取引価格の決定において下請事業者に十分配慮するよう要請
- d. 下請けの取引先拡大のための支援

2. IT化・機械化・経営改善

- a. 「生産性向上特別指導員」による経営改善やIT導入のためのコンサルティング（あわせて小規模事業者データベースを構築）
- b. 設備投資等のための金融・税制
- c. 小規模零細企業同士の共同事業化

3. 中小サービス業への取組

- a. 自動車、電子機器など、生産性の高い製造業におけるノウハウを移転
- b. ファンドによるサービス業の生産性向上投資への資金提供

4. 中小企業の材能能力の向上

①下請取引の適正化

★生産性向上の成果を中小事業者にも波及させ、中小企業全体の底上げを図るために
は、下請取引の一層の適正化が重要。本件については早急に措置。

(i) 下請取引適正化のために、情報通信機器産業、繊維産業、自動車産業、ソフトウェア
産業、コンピュータ産業等のトップを招集し、ガイドラインの策定・遵守を指導。

○産業界の積極的な参加の上、ガイドラインの策定、普及、遵守が重要

(ii) 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の「買いたきりに關する内容をより
具体化・拡充。

(iii) 下請の適正な取引環境を整備するため、独禁法及び下請法による取締強化。

○トップから現場レベルに至るまでの法令遵守意識の徹底が重要

(iv) 取引価格の決定における、下請事業者に対する十分な配慮（下請中小企業振興法に
基づく「振興基準」の遵守）を親事業者に要請。

○十分な配慮の上、親事業者と下請事業者が協議し取引価格を決定することが重要

(v) 下請事業者の取引先拡大のため、売り手・買い手の効率的なマッチングを支援。

○本システムが有効に機能するためにも、発注企業の積極的な参加が重要